

第1章 解体業者の実務概要

1. 解体業者の役割

役割1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 使用済自動車の引取りを求められた時は、他のゴミ等の混入等正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認の上、引取りを行ってください。
架装物の処理費用がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。
- 使用済自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
使用済自動車を自社では一切の処理を行わず、他の解体業者に引き渡すことも可能です。また、処理後であっても他の解体業者への引渡しは可能です。
役割2および3を行わずに部品取りのみを行うことはできません。

役割2 基準に従った使用済自動車の解体の実施

- 使用済自動車の解体を行う時は、再資源化基準に従ってバッテリー、タイヤ、廃油・廃液、(バスなどの)室内照明用の蛍光灯の適正な回収等を行う必要があります。
- これらの品目は可能な範囲で再利用・再資源化等を行うか、産業廃棄物として適正な処理を行う必要があります。
産業廃棄物として処理を行う場合は、廃棄物処理法上の許可業者に委託する等、廃棄物処理法に従う必要があります。

役割3 すべての未作動エアバッグ類の取外回収・車上作動処理

- すべての未作動エアバッグ類について、必ず以下のいずれかの方法で回収等を行う必要があります。
使用済自動車から取り外されたエアバッグ類については、人身保護装置として確実に機能することが自動車メーカー等では担保されていないことから、再利用は想定しておりません。
- 取外回収** ・「エアバッグ類適正処理情報」を参照した上で、インフレーター(ガス発生器)等を取外回収後、自動車メーカー等の指定する指定引取場所に運搬する方法です。
- 車上作動処理** ・「エアバッグ類適正処理情報」を参照の上、車両に装備されたままの状態で作動処理する方法です(取外しおよび指定引取場所への運搬は不要)。
・車上作動処理を行うためには、自動車再資源化協力機構を通して、自動車メーカー等と委託契約を締結することが必要です。

役割4 エアバッグ類の引渡しと引渡報告の実施

- エアバッグ類の取外回収の場合には、自動車メーカー等が定める「引取基準(性状・荷姿・引取方法)」に従って、エアバッグ類を指定引取場所に引き渡す必要があります(エアバッグ類の指定引取場所までの運搬には「エアバッグ類運搬ネットワーク」の活用をおすすめします)。
引取基準に適合しない場合、原則として引取拒否となり、エアバッグ類回収料金は支払われませんのでご注意ください。
- エアバッグ類を自動車メーカー等に引き渡した時、または車上作動処理を行った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
- エアバッグ類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からエアバッグ類回収料金または車上作動処理委託料金が支払われます。

役割5 解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

- 使用済自動車を解体した後、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けたシュレッダー業者またはプレス・せん断処理業者等に解体自動車(廃車ガラ)を引き渡す必要があります。(解体自動車を他の解体業者や解体自動車全部利用者に引き渡すことも可能)
解体自動車全部利用者とは、解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者、または製品原料として輸出する事業者のことです。解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する必要があります。
- 解体自動車をシュレッダー業者等に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。



以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、解体業の許可を取り消される場合があります。

解体業者の業務に関連するその他のマニュアル

- 役割1・4・5 : 「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル解体工程編」および「FAXを利用した移動報告詳細マニュアル解体工程編」をご覧ください。
- 役割1 : 「架装物判別ガイドライン」をご覧ください。
- 役割3・4 : 「エアバッグ類適正処理情報」をご覧ください。

